令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託

公募型企画提案募集要項

１　趣旨

本要項は、令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

２　公告日　令和６年４月９日（火）

３　業務委託者

（１）業務委託者：静岡県知事　川勝　平太

（２）執行部署：静岡県経済産業部　産業革新局　産業イノベーション推進課

　　　　　　　　〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町９番６号

　　　　　　　　電話　054-221-2609 ＦＡＸ　054-221-2698

 メール　sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp

４　業務概要

1. 業務の名称

令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託

（２）業務の目的

令和５年９月に策定したスタートアップ支援戦略に基づき、スタートアップを生み出す仕組みづくりの一環として、県内企業の課題とスタートアップの共創アイディアをマッチングし実証実験を行う共創支援プログラムを提供する。

本事業では、県内に拠点を構え、新たな事業を行う意思のある県内外の事業開発期のスタートアップを対象に、県内企業が抱える課題とスタートアップの共創アイディアをマッチングの上県内をフィールドとした実証実験を行う。また、本事業に参加するスタートアップの県内での活動基盤整備の支援を行うことで、スタートアップを呼び込み、集積することを目指す。

（３）業務内容　　別添「令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託」のとおり

（４）業務の委託期間　　契約締結日から令和７年３月31日（月）まで

（５）契約限度額　　19,800千円（税込）

５　応募資格

　参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）過去にスタートアップの共創支援及び伴走支援に関連した事業を実施した実績があること。

（２）委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（４）国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（７）次のアからキのいずれにも該当しないこと。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

　　イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

　　ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

　　オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

　　カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

６　企画提案参加方法

（１）スケジュール

　　企画提案参加受付　　　　　　　　　令和６年４月９日（火）

　　質問の受付締切　　　　　　　　　　令和６年４月15日（月）

　　質問回答　　　　　　　　　　　　　令和６年４月19日（金）

　　企画提案応募申込書の提出期限　　　令和６年４月22日（月）

　　企画提案書の提出期限　　　　　　　令和６年４月26日（金）

　　企画提案（プレゼンテーション）　　令和６年５月９日（木）

　　選考結果の伝達　　　　　　　　　　令和６年５月10日（金）

　　※なお、参加者の状況により変更する場合がある。

（２）質問の受付及び回答

　　ア　本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式８）を提出するも

のとする。

○ 提出先等

・提出期限　令和６年４月15日（月）午後４時

　　　　・提 出 先　静岡県経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課

　　　　・提出方法　電子メール

○ 回答

　　質問に対する回答は、原則として４月19日（金）までに、質問者に対して行うほか、静岡県ホームページ上に掲載する。

　　静岡県産業イノベーション推進課ホームページ

　　　　（<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-130/innovation.html>）

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する

（３）企画提案応募申込書の提出

　　企画提案参加希望者は、所定の様式により参加の意思を表明するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 令和６年４月22日（月）午後４時まで（必着） |
| 提出方法 | 原則、電子メールとする（ＰＤＦファイルとすること）※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする |
| 提出先 | 静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課（静岡県庁東館９階）メール：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp |
| 提出書類 | 企画提案応募申込書（様式１）１部 |
| その他 | 企画提案応募申込書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式「辞退書」（様式２）を提出すること |

（４）企画提案書の提出

　　企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 令和６年４月26日（金）午後４時まで（必着） |
| 提出方法 | 原則、電子メールとする（ＰＤＦファイルとすること）※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする |
| 提出先 | 静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課（静岡県庁東館９階）メール：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp |
| 提出書類 | ①企画提案書（表紙）（様式３） ②提案内容の概要（様式４）　　③企画提案書（任意様式）　　　④過去の業務実績（様式５） 　 ⑤会社概要（パンフレット等） ⑥納税証明書（本社等所在地の法人都道府県税に未納がない証明）⑦見積書（様式６）　　　　　　⑧見積書内訳書（任意様式）　　⑨企画提案応募に係る誓約書（様式７）⑩パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/index.html）に掲載済みの「パートナーシップ構築宣言」（該当する場合のみ） |
| 提出部数 | 電子メールの場合　①～⑩：１点のみの提出で可。それぞれ別々のＰＤＦファイルとして提出すること※持参の場合　　　①～⑤：各７部（正本１部、写し６部）　　　　　　　　　⑥～⑩：各１部 |
| 様式等の入手方法 | 静岡県産業イノベーション推進課ホームページからダウンロード（<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-130/innovation.html>） |
| 留意事項 | ・企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。・提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様）・提案書は、一提案までとする。（複数の企画提案は認めない。）・なお、静岡県情報公開条例により、情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。 |

（５）企画提案する内容

　　以下の内容を記載した企画提案書（任意様式）を提出すること。

なお、別添「令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託　仕様書」についても参考とすること。

　ア　実施体制

・当該業務を受託するに当たり、業務を担当する人数及び業務分担

・協力業者や関係団体の有無及びその役割分担

　　イ　アクセラレート型共創支援の業務内容

　　　・全体計画

（応募者増加をどのように図るか、県内企業が抱える課題やスタートアップの共創アイディアの選考方法、県内のスタートアップ集積にどのように結びつけるか、最終報告までのロードマップ等）

　　　・県内企業の課題及びスタートアップの共創アイディアの募集、マッチング

（県内企業の課題と、これらに対する共創アイディアを持つスタートアップを募集し、選考のうえマッチングする。このうち、５件程度の計画を選考する。）

　　　・実証実験等の実施

　　　　（県内企業が抱える課題をスタートアップとのオープンイノベーションによって解決し、さらに当該スタートアップが県内で引き続き事業を実施する実証実験を行う。）

・実証実験等の支援・進捗管理

（スタートアップの実証実験等を効率的かつ効果的に実施するための支援及び進捗管理を行う。また、支援対象の実証計画について、伴走支援を行う。）

・活動基盤整備の支援

（セミナー等の企画内容及び講師の候補者、コミュニティ形成の支援内容、イノベーション拠点SHIP及びふじのくに“SEAｓ”との連携方法等）

　　　・報告会の実施計画

　　　　（ネットワーク形成や将来的な支援につなげる工夫、県内のスタートアップ支援の機運を醸成するための仕掛け等）

７　選定方法

（１）選定委員会による選定

　　提出された企画提案書は、「静岡県アクセラレート型共創支援業務委託企画提案選定委員会」において、７（３）に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及び説明（プレゼンテーション）により行う。

（２）企画提案書の説明（プレゼンテーション）

　　　企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。詳細については、別途連絡する。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　時 | 令和６年５月９日（木）時間未定（決定次第通知） |
| 場　　所 | オンライン（実施方法の詳細については、後日連絡） |
| その他 | ・各提案者40分程度を予定（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分を予定しているが、変更となる場合がある）・原則、業務責任者を含む計３名以内の出席とする。・その際、追加資料の提出は認めない。 |

（３）評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 評　　　価　　　基　　　準 |
| 実施方針 | ・事業の趣旨を十分に理解し、長期的視点のもと、具体的で一貫性をもった提案内容となっているか |
| 運営体制 | ・事業成果の達成に必要な体制を整えているか |
| 企画内容 | ・県内企業が抱える課題を募る仕掛けがあるか・県内企業の課題に対して、県内外のスタートアップの共創アイディアを募る仕掛けがあるか・県内での実証実験の円滑な実施をサポートするための工夫があるか・スタートアップ等が、自身のビジネスアイディアの事業化のために、必要なノウハウを習得できるか・本事業終了後もスタートアップが県内で事業を継続して実施するためのネットワーク形成等の工夫があるか |
| 見積金額 | ・費目ごとの内容や積算は適切であるか |
| 類似業務等の実績 | ・過去の実績から、受託者として適当であるか |
| 社会的取組 | ・パートナーシップ構築宣言に登録しているか |

（４）欠格事項

　　　次のいずれかに該当する場合は失格とする。

　　　①委託限度額を超えた場合

　　　②応募期間を過ぎて提案書が提出された場合

　　　③選定委員会に欠席又は遅れた場合

　　　④不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合

　　　⑤評価の公平性を害する行為があった場合

８　契約候補者の選定及び選定結果の発表

（１）審査の結果、契約の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

（２）選定結果は次のとおり発表する。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　時 | 令和６年５月10日（金）午後４時まで |
| 方　法 | すべての応募者にメールにより通知する |

９　契約についての留意点

　　・契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度　　額の範囲内で協議の上、修正をする場合があるものとする。

　　・委託業務費は原則、精算払いとし、県が必要と認めるときは、提案者の請求に応じて分割して前金払をするものとする。

10　提出先、問合せ先

　　　静岡県経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課 担当：鳥居

　　　住所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町９番６号（静岡県庁東館９階）

　　　電話：054-221-2609 ＦＡＸ：054-221-2698

 メール：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp

（様式１）

企画提案応募申込書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　川勝平太　様

　　　　　　　所在地

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者

下記業務の企画提案に参加します。

記

１　業務名　　　令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託

２　発行責任者等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行責任者 | 職名・氏名 |  |
| 担当者 | 所属・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| Email |  |

　職名及び所属は記載該当がある場合

（様式２）

辞　　　退　　　書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　川勝平太　様

　　　　　　　所在地

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者

下記業務の企画提案について参加を表明しましたが、辞退いたします。

記

１　業務名　　　令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託

２　発行責任者等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行責任者 | 職名・氏名 |  |
| 担当者 | 所属・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| Email |  |

　職名及び所属は記載該当がある場合

（様式３）

企　画　提　案　書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　川勝平太　様

　　　　　　　所在地

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者

下記業務の企画提案書を提出します。

記

１　業務名　　　令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託

２　発行責任者等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行責任者 | 職名・氏名 |  |
| 担当者 | 所属・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| Email |  |

　職名及び所属は記載該当がある場合

（様式４）

提案内容の概要

１　事業全体の実施体制（人員配置を含む）。

※ 業務責任者の氏名・所属・経験年数は、必ず記載してください。

※ 図を用いる等により、作成してください。

２　企画提案内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 提案内容の概要　（ポイントのみ記載） |
| ①実施方針 |  |
| ②運営体制 |  |
| ③企画内容 | ・県内企業が抱える課題を募る仕掛けがあるか |  |
| ・県内企業の課題に対して、県内外のスタートアップの共創アイディアを募る仕掛けがあるか |  |
| ・県内での実証実験の円滑な実施をサポートするための工夫があるか |  |
| ・スタートアップ等が、自身のビジネスアイディアの事業化のために、必要なノウハウを習得できるか |  |
| ・本事業終了後もスタートアップが県内で事業を継続して実施するためのネットワーク形成等の工夫があるか |  |

（様式５）

過去の業務実績

※過去に実施した又は現在実施している同種・類似業務について、実績を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施年度 | 事業の名称 | 事業の内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※パンフレット等事業がわかる資料の添付可

※少なくとも１件以上について、業務実績が下記に該当していることが確認できる資料（パンフレット・仕様書など）を添付すること

（様式６）

令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託

見　　　積　　　書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　様

所在地

名　称

代表者

　　　　　税抜き見積金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　合　計　金　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　＜代表者印がある場合は不要＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行責任者 | 職名・氏名 |  |
| 担当者 | 所属・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

　　　　　　　　　　　職名及び所属は記載該当がある場合

（参考様式）

見積書内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 金額（円） | 左の積算 |
| 直接経費 | 事業費 | 賃借料 |  |  |
| 会場費 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 通信費 |  |  |
| 印刷費 |  |  |
| 諸経費 |  |  |
| 人件費等 | 人件費 |  |  |
| 謝金等 |  |  |
| 旅費 |  |  |
| 間接経費 | 一般管理費 |  |  |
| 再委託費 |  |  |
| 消費税及び地方消費税 |  |  |
| 計 |  |  |

※独自様式（MS-Excel等）に記載しても結構です。

（様式７）

**企画提案応募に係る誓約書**

令和　　年 　 月　 日

　　静岡県知事 　川勝　平太 様

住 所

商号又は名称

代表者名 　 　 　　　 　 　　 印

　　下記の全ての事項を誓約します。

記

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

２　国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

３　都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。

４　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

５　次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

　カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

６　提出書類の内容については、事実と相違ないこと。

（様式８）

令和６年度静岡県アクセラレート型共創支援業務委託

質　　　問　　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問者 | 会社名 |  |
| 連絡先 | 　担当者名　　ＴＥＬ　　　　　　　　　ＦＡＸ　E－Mail |
| 質問内容 |  |